

日本藻類学会学生発表賞選考実施要領

趣旨：

大会における学生会員の優れた研究発表に対して本賞を授与することにより，学会活動に対する参加意欲を高めることを目的とする。

授賞の対象および応募方法：

学生会員（国内・外国）を発表者とする大会での研究発表を対象とし，大型藻分野および微細藻分野のそれぞれについて，口頭発表とポスター発表を個別に授賞する。分野および発表方法を問わず，過去の受賞者の応募および受賞を妨げない。

応募は，大会での発表申込時に行い，口頭発表・ポスター発表合わせて1人1件まで応募を認める。

審査員の選出方法：

大会に出席する会員から審査員（大型藻分野・微細藻分野それぞれについて各10名以下）を選任し，学会会長が審査を委嘱する。各審査員は担当分野の全ての応募発表（口頭およびポスター）について審査する。ただし，ポスターの応募発表が多い場合は，各発表を審査する審査員数が同じとなるように，審査する発表を各審査員に割り当てる。審査員の選任，および審査する発表の割り当てにおいて，審査員が自分が共著者になっている発表を審査することがないように出来る限り配慮する。

選考の方法：

各審査員は授賞すべき応募発表を順位をつけずに投票する。各審査員の投票数は，応募発表数および審査割り当て数などを考慮に入れて適宜設定する。大型藻分野・微細藻分野それぞれの口頭発表およびポスター発表について，最多得票の応募発表の発表者に発表賞を授賞する。最多得票発表が複数ある場合は，3件まで授賞し，4件以上の場合は授賞を見送る。

受賞者の発表と表彰：

大会の懇親会までに受賞発表が決定した場合は懇親会において会長から賞状を授与する。その他の場合は，賞状を直接送付する。また，大会会場，学会ホームページおよび和文誌『藻類』第2号の学会録事において受賞者を公表する。

事務担当者：

授賞者の選考・発表・表彰に必要な事務作業は学会事務局が担当する。学会事務局は大会主催者に対して次の3点の対応を依頼する。

- (1) 発表申込時に本賞の応募の意思を確認し、結果を報告すること。
- (2) 可能な範囲で応募発表（口頭・ポスターとも）は大会1日目に実施すること。
- (3) (2)の場合、懇親会における発表および賞状授与の機会を設けること。

以上